

「別記」

再々願書

退日の嘆致に對する重責の面々に基き遂に再公選長に對し再々願する決意を下派の局長にお
かゝるも尚今一度是等の苦しい生活と先づに中絶の上たゞ莫然を察せ下されざる事
お願ひ申す

昭和六年三月十日
上木局長 近新三郎 殿

東京市後輩直組合

条 改

一、此港海校卒業後の又なる歳暮有は今後の生活到底成り立たざらん後々後輩中ありて幸
念重責の情致を又渡せられざる事と望むらん其深き情を拂ふとて此の條に採りせられ
一、昭和六年三月十日
東京市後輩直組合 代表 近新三郎

此の條に對する中、又は是は動搖の府会上、三月十日、午後五時、にせら
れり

上

昭和六年二月廿五日

粵後總監

及山 鶴 吉

6. 2. 27
2182

内務大臣 安達謙藏 殿
社会局長 吉田茂 殿
各廳 府 縣 官 殿

東京市後輩直組合

東京市後輩直組合 解散及對運動ニ關スル件 (第一報)

要

- ① 組合本部は三月五日面談後解散ニ際シ大衆動員計畫策動中
- ② 中央及都府南地区後輩直組合本部は三月五日面談後解散ニ際シ大衆動員計畫策動中
- ③ 本部は三月五日面談後解散ニ際シ大衆動員計畫策動中
- ④ 前記再々願回答受領後由佛放會館ニ於テ報告大會開催ノ旨
- ⑤ 被附名者ハ三月十日初旬本運動ニ親シ共ニ中絶ニ望ムルヲ本部ハ各官
ニ保留シ居リ

旨